

東京大学大学院工学系研究科原子力専攻衛生委員会規則

(制定 平成 17. 4. 1)
(改定 平成 18. 4. 1)

(設 置)

- 第 1 条 東京大学大学院工学系研究科原子力専攻（以下「専攻」という。）に、衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、労働安全衛生法第 18 条、労働安全衛生法施行令第 9 条及び東京大学教職員の安全衛生管理規程第 10 条に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的及び任務)

- 第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議し、専攻教職員の安全衛生の向上のために、専攻長に対し意見を具申するものとする。
- (1) 危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
 - (2) 健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること
 - (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で安全衛生に係るものに関すること
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、危険及び健康障害の防止並びに健康の保持増進に関する重要事項について

(組 織)

- 第 3 条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者を専攻長が指名して組織する。
- (1) 専攻の教員
 - (2) 専攻の衛生管理者
 - (3) 専攻担当の産業医
 - (4) 専攻所属の安全衛生管理に係る者
 - (5) 安全衛生に関する経験を有する教職員のうちから、専攻教職員の過半数を代表する代表者が推薦する者
- 2 委員の定数は、前項各号について、第 1 号から第 3 号が各 1 名、第 4 号が 1 名、第 5 号が 3 名の計 7 名とする。
- 3 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 第 1 項各号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第 4 条 委員会の委員長は、第 3 条第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会での調査審議の結果を、専攻長に報告しなければならない。

(開催及び議長)

- 第 5 条 委員長は、委員会を月に 1 回以上開催するものとする。
- 2 委員長は、衛生委員会の議長となる。
 - 3 委員長は、委員長を除く半数以上の委員が委員会の開催を求めた場合には、開催請求のあった日から 5 日以内に、委員会を開催しなければならない。

(審議事項の尊重)

- 第 6 条 専攻長は、第 4 条第 2 項の報告を尊重し、専攻教職員の安全衛生管理に係る措置を講ずるものとする。

(委員以外の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときには、関係者を出席させることができる。

(幹事)

第8条 委員会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員長が指名する者とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、専攻事務室が取り扱う。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

2 この規則の制定、改定及び廃止については、委員会の議を経て専攻長が行う。

附則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。